

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年10月 3日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 41号

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第2項及び第4項」を「第13条第2項及び第5項」に、「第23条第2項及び第4項第2号」を「第23条第2項及び第3項第2号」に改める。

別表中「13条2項及び4項」を「13条2項及び5項」に、「23条4項2号」を「23条3項2号」に改める。

別記様式第6号中 「KW を 「kW
AH・セル」 kWh」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「第23条第2項及び第4項第2号」を「第23条第2項及び第3項第2号」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定（「23条4項2号」を「23条3項2号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。